

令和3年度八王子市農業委員会第10回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年1月27日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時45分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 馬場貴大 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 美濃部弥生 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 17番 内田茂 | 18番 福田一訓 |
| 19番 三上正治 | 21番 石川研 |
| 22番 井上正芳 | |

- 5 欠席委員 (1名)

20番 町田裕通

- 6 事務局職員出席者

事務局長	山崎光嘉	課長	須藤文夫
主査	上原裕之	主査	篠原勝久
主任	萩原健太	主事	山崎美知代

令和3年度(2021年度)

八王子市農業委員会 第10回総会 議題

(令和4年1月27日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第10 特定農地貸付けの承認について
- 第11 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第13 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第14 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第15 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第16 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第17 農地の権利取得の届出について
- 第18 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第10回総会を開会します。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」

12月1日から12月31日までの届出分（7件）

第2 「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」

12月1日から12月31日までの届出分（19件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。（4件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。

第4 「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4 「非農地証明の願出について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。

第5 「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5 「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(願出地が農業経営を引き続き行っていること 3件)

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。
質問なしと認め、進行します。

第6 「調整区域内の『権利の移動を伴う転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6 「調整区域内の『権利の移動を伴う転用』の許可について説明。譲受人は明神町一丁目、譲渡人は八日町に在住。申請地は川口町にある土地4筆、面積は3,651㎡の市街化調整区域。当該地は市街地として発展する環境にある、農地及び生産性の低い小集団の農地である第2種農地。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、本日地区担当者が欠席のため、会長職務代理者が調査報告書を預かっておりますので代読いたします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。1月13日、事務局とともに現地調査を実施しました。今回の転用計画は、こども園を運営している社会福祉法人が、運動会やスポーツ教育を行うための敷地として、運動場にしようとするものです。申請地は、全面に梅の果樹が植わっており、木々の剪定や下草の除草が行われている状態でした。申請人は、昭和29年から八王子市内で児童福祉事業を営み、児童の健全育成や教育に取り組んでいます。毎年、こども園が開催する運動会には、多くの園児や保護者が参加していますが、園庭のみでは広さが足りないため、近隣中学校の校庭を借用しているそうです。このような状況の中、運動会を開催するのに最適な場所を探していたところ、園から近く、十分な広さの土地を見つけ、所有者と話し合いをした結果、当該地を譲

り受けることとなったそうです。今回の転用に当たっては、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」と八王子市の「八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例」が適用されますが、すでに事前協議は済んでいるため、問題はありません。今回は許可の要件を満たす土地利用であり、児童の育成や教育の充実を目的とした転用であるため、やむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

推進委員 当該地をこども園の運動場として使うとの事ですがインフラについて、水道やトイレなどの設備はありますか。

事務局 7頁の案内図にあります当該予定地の西側に、平成30年にこども園のプレイパークが開設しており、その施設内にある水やトイレを運動場利用の際も使用できるとのことです。

議長 ほかにございませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、送付することにしました。

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手1について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、1,185㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年2か月間。

貸し手2について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、計422㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年2か月間。

貸し手3について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、計715㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年2か月間。

借り手について、所在地は高月町、賃借権の設定等を受ける土地の面積は2,322㎡。主たる経営作物は野菜、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間150日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それではご報告いたします。1月13日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、農地中間管理機構を介して情報提供があった農地で、令和3年11月から貸借している農地の近くの畑になります。現在は雑草が伸びている状態ですが、貸借の成立後は、草刈りと耕うんを行い、栽培環境を整えネギやサツマイモを育てていくとのことでした。収穫した野菜は、市内の農園で農業研修をしている頃から取引のある飲食店やスーパーへ出荷していくとのことでした。借受人は、令和3年11月に新規就農した後、借り受けた畑で草刈りと耕うんを行い、現在はきれいにネギを作付けしています。さらなる経営規模拡大を目指し、真摯に農業に取り組む姿勢は、新規就農希望者にとって模範となり、地域の活性化にもつながるため、大変心強く思っています。個人の経営は色々と大変なことも多いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、今後も頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第8 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は元八王子町の土地1筆、270㎡。利用権の種類は、使用貸借権。

借り手について、所在地は東京都杉並区。利用権を設定する土地は元八王子町の土地1筆。270㎡。契約期間は3年間。

農業専従者は1人。農作業従事日数は年間280日。経営作物は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

担当委員

それでは、ご報告いたします。1月12日に事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人の代表理事から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、北向きに緩やかな傾斜がありますが、日当たりがよく、耕うん状態でした。貸借の成立後は、ジャガイモ、トウモロコシ、エダマメ等を作付していくとのことでした。収穫物は、スーパーへ出荷するほか、大楽寺町の事務所前の自動販売機での販売や、道の駅八王子滝山への出荷も目指していくとのこと。借受人は新規就農に当たり、自ら経営する就労移行支援事業所の利用者のスキルの取得の場、就労先としての農園という2つの位置づけで事業を構想し、野菜の生産だけでなく、6次産業化により、加工、販売、宣伝など利用者の特性に合ったスキルの向上を目指しています。このような取り組みにより、地域の活性化も期待できるため、大変心強く思っています。色々と大変なことも多

いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議 長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第9 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は川口町、設定する土地は上川町の土地3筆、計862㎡。権利の種類は「使用貸借権」、期間は3年間。

借り手について、東京都杉並区にある法人、現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地は無し。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、本日地区担当者の委員が欠席のため、会長職務代理者が調査報告書を預かっておりますので代読いたします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。1月13日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人の法人の代表理事と農園長から今後の作付計画等を伺いました。今回都市農地の貸借をする畑ですが、平坦で日当たりがよく、現在は耕うん状態でした。計画が決定され認定を受けた場合は、ニンジン、ダイコン、エダマメ等を作付していくとのことでした。審議案件8と重複しますが、収穫物は、スーパーへ出荷するほか、大楽寺町の事務所前の自動販売機での販売や、道の駅八王子滝山への出荷も目指していくとのことでした。借受人

は新規就農に当たり、自ら経営する就労移行支援事業所の利用者のスキルの取得の場、就労先としての農園という2つの位置づけで事業を構想し、野菜の生産だけでなく、6次産業化により、加工、販売、宣伝など利用者の特性に合ったスキルの向上を目指しています。このような取り組みにより、地域の活性化も期待できるため、大変心強く思っています。色々と大変なことも多いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 契約期間の3年というのは、借受人と、貸付人のどちらの意向ですか。
事務局 契約期間の3年は農場長の夫であり当該地の所有者である貸付人の意向です。審議案件8の元八王子町の所有者の契約期間に合わせ同様の期間で設定したとのこと。

農業委員 2・3年目の作付等計画について、1年目のスーパーや自販機、道の駅での売れ行きや利幅の実績を踏まえて、修正しながら2・3年目の作付けをしていくと思いますが、ここまで細かく計画を立ててもスーパーなどの目玉商品や特売日もあり、単価も変わるため、現実性に欠けると思います。作付計画についてはもう少し大まかでよいのではないかと思います。

事務局 計画なのでこれほど細かくしなくてもよいのではないかと、というご意見もあると思いますが、借受人は、委員からの説明でもあったように、利用者の特性に合う作物を作っていきたい、また加工品など、様々な作物を作付けしていききたいという意向を持っていますので、このような多品種の年々変わった作物を作付けする計画になっています。

議長 ほかにご質問ありませんか。

ご質問ありませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第10 「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10 「特定農地貸付けの承認について」を説明。

申請者について、住所は川町。貸付対象農地は小比企町にある土地2筆、合計554㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。1月6日、事務局及び農林課と対象の農地を確認するとともに、申請者の法人の理事長から話をうかがいました。申請地の周辺は赤道に接しており、利用者はそこを通ることになります。

申請者は、小比企町で市民農園を複数開設していますが、当該地は既に開設している市民農園とも近いため、維持管理がしやすい場所です。また、既設農園の利用率が高く、農園開設のニーズも増えているため、ここで新たに市民農園を開設することにしたとのことです。

利用者募集の方法としては、インターネットを中心に、NPOの会報やポスター掲示を通じて行うとのことでした。申請地は、傾斜がなく日当たりも良好な土地であるため、農作業体験の場としては最適な場所だと思います。市民農園開設のニーズに応え、市民が農に触れる機会を増やそうとする取り組みは、地域の活性化にとどまらず、遊休農地の解消にもつながりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することにしました。

第 11 「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 11 「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。

所有者について、住所は高尾町在住の 1 名。

願出地は高尾町にある 1 筆、403 m²。登記地目は「畑」及び南浅川町にある 1 筆、644 m²。登記地目は「畑」。現況は共に「山林」、現況となった時期は「平成元年 1 月ころ」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

担当委員

それでは、ご報告いたします。12 月 21 日、委員、事務局とともに、現地を確認しました。高尾町の当該地は、高尾山インター入口から約 490 メートル北に位置し、もう一方の南浅川町の当該地は同じく高尾山インター入口から約 250 メートル北東に位置しています。当該地 2 筆は樹々が茂っており、隣接する土地と一体的に山林化が進行し、森林の様相を呈している状態でした。願出者の代理人からの聞き取りでは、平成元年から農地として維持管理ができなくなったことで山林化が進んでしまい、平成 28 年に相続した後も同様に維持管理ができない状態が続いているとのことでした。長年耕作の用に供されていないことは明白であるため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思えます。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 11 については、これを証明することにご異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第 12 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 12 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を説明。買取申出生産緑地は全て長沼町の土地 7 筆の計 1,286 m²。買取申出事由の生じた者について、住所は長沼町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和 3 年 6 月 27 日」、年齢は「89 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員願います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。1 月 6 日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者である長男からお話を伺いました。願出者の父は、代々農家の家で育ち親の手伝いをする事から農業に携わり、当該地において季節の葉物野菜やイモ類を中心に栽培してきました。収穫した物は、親類に配ったり自家消費してきました。父は、2 年前まで持病はあったものの、ほぼ毎日農作業に従事してきましたが、おとしの 2 月に肺を患い入院することになり、その後は、家族の手を借りながら、当該生産緑地を維持してきましたが、昨年 6 月に 89 歳で亡くなりました。

今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第 13 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 13 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を説明。

買取申出生産緑地は片倉町の畑 2 筆と山林 1 筆の計 2,677 m²。

買取申出事由の生じた者について、住所は片倉町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和 3 年 7 月 12 日」、年齢は「95 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。1 月 11 日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者と弟にお話を伺いました。願出者の母は代々農家であり、中学校卒業後、両親の手伝いをしながら農業に携わり始めました。結婚してからは、夫と一緒に農業に従事してきました。畑ではトマト、キュウリ、インゲン等の露地野菜を栽培し、カキ、ウメ等の果樹を植樹していました。収穫物は、片倉町、北野町の市場に出荷していました。93 歳の時に脊髄を損傷したことで農作業が困難になったため、その後は息子や親戚の手を借りながら、農地の維持管理を行ってきましたが、令和 3 年 7 月 12 日に 95 歳で亡くなりました。今回の調査により元気だった頃は、生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 13 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第 14 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題に
します。事務局より説明願います。

事務局

第 14 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。
被相続人について、住所は中野山王二丁目、耕作面積は 2,113 m²。相
続開始年月日は令和 3 年 6 月 16 日。

相続人について、住所は中野山王二丁目、年齢 75 歳、被相続人との
続柄は「妻」。適用を受けようとする農地は中野山王二丁目にある 2
筆、2,113 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年
月日は平成 12 年 9 月 21 日。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をしたいと
思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。1 月 7 日、事務局と現地を確認するとと
もに、願出者と願出者の長男からお話を伺いました。納税猶予の適用
を受けようとする中野山王二丁目の 2 筆は地区番号 670 番の生産緑地
指定を受けている農地です。当該生産緑地ではネギ、ホウレンソウ等
が作付けされてきました。収穫物は、今までと同様に、道の駅はちお
うじ滝山やふれあい市場、町会のバザーに出荷するとのことでした。願
出者は、子育てが落ち着いた平成 12 年 9 月から農作業を手伝ってお
り、農業技術や農業知識に関して問題はありませんので、納税猶予を
受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上
です。

議 長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 14 については、
この内容で証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第 15 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題に
します。事務局より説明願います。

事務局

第 15 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。
被相続人について、住所は梅坪町、耕作面積は 8,846 m²。相続開始年
月日は令和 3 年 7 月 25 日。
相続人について、住所は梅坪町、年齢 68 歳、被相続人との続柄は「子」。
適用を受けようとする農地は梅坪町にある 5 筆、2,255 m²。相続開始
前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成 25 年 8 月 21
日。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をしたいと
思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。1 月 13 日、事務局と現地を確認すると
ともに、願出者からお話を伺いました。
納税猶予の適用を受けようとする梅坪町の 3 筆は地区番号 376 番、梅
坪町の 2 筆は地区番号 375 番の生産緑地指定を受けている農地です。
当該生産緑地ではクリの果樹が植えられていました。収穫物は、今ま
でと同様に、自家消費するほか、妻の親戚に配るとのことです。願出
者は、定年退職後の平成 25 年 8 月から農作業を手伝っており、農業
技術に関して問題はありませんので、納税猶予を受ける適格者として
ふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議 長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員

耕作農地 8,846 m²のうち、相続税の納税猶予の適用を受けようとする
農地面積の 2,225 m²以外の土地の詳細を教えてください。

事務局

8,846 m²のうち 2,225 m²は生産緑地の指定を受けていて、相続税納税
猶予の適用対象となる土地です。それ以外は、市街化調整区域や納税
猶予を希望しない土地になります。

農業委員

今後、主たる従事者の証明の願出が出る可能性もあるという事ですか。

事務局 その可能性もあります。

議長 ほかにございませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 15 については、この内容で証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第 16

「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 16 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は小比企町、耕作面積は 3,647 m²。相続開始年月日は令和 3 年 5 月 8 日。

相続人について、住所は小比企町、年齢 62 歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は小比企町にある 5 筆、3,647 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和 29 年 4 月 1 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。1 月 11 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする小比企町の 5 筆は生産緑地の指定を受けている農地です。1 筆はブロッコリー、ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ等が作付けされ、1 筆はカブ、ネギ、ソラマメ、ニンニク等が作付けされていきました。2 筆は一体的に使用されており、ノラボウ菜、コマツナ等が作付けされ、1 筆はサトイモが作付けされていきました。収穫物はこれまでと同様に、自身の畑にある直売所と小門町の銭湯の敷地内に設置している直売所で販売するとのこと。願出者は、平成 29 年頃に勤め先を退職したのを機に両親の農作業を手伝い始めました。それから

は、ほぼ毎日両親と一緒に従事し、農作業のほか北野市場に収穫物の出荷も行ってきました。このように願出者はご家族と一緒に農作業に従事されており、農業の技術や知識に関して問題ありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第16については、この内容で証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第17「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第17「農地の権利取得の届出について」を報告。（8件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。

第18「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第18「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（3件）。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第2番 熊澤治彦委員

第3番 馬場貴大委員

を指名します。よろしく願います。

以上をもちまして、令和3年度八王子市農業委員会第10回総会を閉
会します。

《午後3時45分閉会》